

柏市廃棄物処理清掃条例(平成 5 年柏市条例第 1 7 号)新旧対照表

改正前				改正後			
別表(第 26 条第 1 項, 第 33 条)				別表(第 26 条第 1 項, 第 33 条)			
種別	取扱区分	単位	手数料	種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物(容器包装プラスチック類, 犬, 猫などの死体, 浄化槽汚泥及びし尿を除く。)	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	189円	一般廃棄物(容器包装プラスチック類, 犬, 猫などの死体, 浄化槽汚泥及びし尿を除く。)	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	194.4円
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの		
	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1件	1,050		一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1件	1,080
容器包装プラスチック類(産業廃棄物を除く。)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	168	容器包装プラスチック類(産業廃棄物を除く。)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	172.8
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの		
犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310	犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	320
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの	1,800リットル	525	浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの	1,800リットル	540
し尿	一般家庭	1世帯当たり月額	420	し尿	一般家庭	1世帯当たり月額	430
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1リットル	3.36		事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1リットル	3.45
	許可業者が搬入するもの	1,800リットル	525		許可業者が搬入するもの	1,800リットル	540
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10キログラムまでごとに	189	産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10キログラムまでごとに	194.4

備考	備考
<p>1 浄化槽汚泥又はし尿(許可業者が搬入するものに限る。以下同じ。)の手数料の額は、<u>525</u>円に浄化槽汚泥又はし尿の量(リットルで表した量をいう。)を 1,800 で除して得た量に乗じて得た額とする。</p> <p>2 この表の区分及び備考 1 の規定により算定した手数料の額に 10 円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額をもって当該手数料の額とする。</p> <p>3 「容器包装プラスチック類」とは、容器包装(商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、主としてプラスチック製のものをいう。</p>	<p>1 浄化槽汚泥又はし尿(許可業者が搬入するものに限る。以下同じ。)の手数料の額は、<u>540</u>円に浄化槽汚泥又はし尿の量(リットルで表した量をいう。)を 1,800 で除して得た量に乗じて得た額とする。</p> <p>2 この表の区分及び備考 1 の規定により算定した手数料の額に 10 円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額をもって当該手数料の額とする。</p> <p>3 「容器包装プラスチック類」とは、容器包装(商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、主としてプラスチック製のものをいう。</p>